様式第１０１－２号

令和４年３月８日

新ひだか町議会議長　福 嶋　尚 人 様

新ひだか町議会運営委員会
委員長　池 田　一 也　㊞

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会は、議会改革につき調査を実施したので、その結果を次のとおり、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

１ 調査事件　　議会改革に関する調査・研究

２ 調査の経過　　別添「議会運営委員会調査報告書」のとおり

３ 調査の概要　　別添「議会運営委員会調査報告書」のとおり

議 会 運 営 委 員 会 調 査 報 告 書

― 議会改革に関する調査・研究 ―

令和４年３月

議 会 運 営 委 員 会

議会運営委員会調査報告書

１　調査研究の目的

新ひだか町議会は、地方分権等、社会状況の変化に即した議会であるためには、どのような改革が必要であるかを真摯に検討するため、平成２５年７月に議会改革骨子をまとめたところである。

これまで、議会運営委員会が中心となって改革の取り組みを進めてきた結果、議会改革骨子に定めた検討項目については、ほぼ全ての項目について検討が行われ実践へと結びついており、これらを検証し、さらに発展させていくことや、検討は行ったが実現に至っていない項目について引き続き研究を行っていくことなど、議会改革に継続的に取り組んでいくため、「新ひだか町議会基本条例」を令和元年１２月に制定したところである。

当該調査は、この条例が目指している『町民に信頼され、町民が参加できる開かれた議会』の実現を目的に実施した。

２　調査の期間

令和３年４月２８日から令和４年３月８日

３　重点調査項目

（１）議会 ICT 化の推進
（２）議員相互間の自由討議についての研究
（３）通年議会導入の研究

４　調査の経過等

（１）会議開催等の経過

回　数	開　催　日	調　査　事　項　等
第１回	令和３年 ４月 28 日	① 調査事項、調査期間、調査方法等の決定 ② 本年度調査・研究テーマの確認 ③ 議会 ICT 化への取り組みについて ・委員会条例等の改正について他 ④ 所管事務調査通知書提出（会規 73 条）
―	５月 19 日	ペーパーレス会議システム等操作研修会 【総務文教・厚生経済常任委員会】
第２回	５月 24 日	① 本年度調査・研究テーマの決定 ② 議会 ICT 化への取り組みについて

		・タブレット型端末機等使用基準の決定
―	5月 26 日	委員会条例等一部改正原案可決　第２回臨時会
―	6月 14 日	オンライン会議システム研修会 タブレット型端末機等の貸与
―	6月 18 日	令和３年度議会 ICT 化に向けた取組計画決定
―	7月　2日	オンライン会議システム等勉強会 【厚生経済常任委員会】
第 3 回	7月 16 日	① 議会 ICT 化への取り組みについて ・システムに対する要望等の取りまとめ ・オンライン会議システム等勉強会
―	7月 19 日	オンライン会議システム等勉強会 【総務文教常任委員会】
第 4 回	8月 11 日	① 議会 ICT 化の推進 ・システムに対する要望等の取りまとめ結果 ② 議員間相互の自由討議についての研究 ③ 通年議会導入の研究
―	8月 27 日	オンライン会議システム等勉強会 【厚生経済常任委員会】
第 5 回	9月 10 日	① 議会 ICT 化の推進 ・議会 ICT 化に向けた取組計画（ペーパーレス化の導入に向けて） ② 議員間相互の自由討議についての研究 ・議員間討議実施例の研究
―	9月 14 日	議会 ICT 化に向けた取組経過及び取組計画について協議
―	10 月 5 日	オンライン委員会開催【総務文教常任委員会】
第 6 回	10 月 12 日	① 議会 ICT 化の推進 ・試験運用を行っての課題・問題点等について ② 議員間相互の自由討議についての研究 ・議員間討議実施に向けての整理検討事項協議 ③ 通年議会導入の研究
第 7 回	11 月 10 日	① 議員間相互の自由討議についての研究 ・議員間（自由）討議試行に向けての申合せ事

		項の確認 ② 議会報告会の開催について
第 8 回	12 月 10 日	① 政策提言について ② 議会報告会の開催について
―	12 月 16 日	町に対し政策提言書を提出
第 9 回	1 月 18 日	① 議会基本条例の検証について ② 議会報告会の開催について ③ 議会 ICT 化の推進について ④ 議員相互間の自由討議についての研究 ⑤ 通年議会導入の研究
第 10 回	1 月 31 日	① 議会基本条例の検証について
第 11 回	2 月 24 日	① 所管事務調査報告書まとめ
―	3 月 8 日	① 所管事務調査報告書提出（会規 77 条）

５　調査結果等

（１）議会 ICT 化の推進

① 調査の趣旨等

議会 ICT 化の推進については、議会基本条例第 18 条第 2 項で規定している情報発信と情報通信技術（ICT）を推進するための取り組みとして、検討すべき項目としたものである。

② 調査の視点

町民に信頼され機能する議会となるため、その有効手段のひとつとして議会における ICT 技術の積極的活用の検討を進め、一層の町民への議会情報共有と情報通信技術の推進を図るための調査を行った。

③ 調査結果

別添「議会 ICT 化に向けた取組計画と結果」のとおり、令和 4 年度以降も引き続き議会 ICT 化の推進に取り組んでいくこととする。

（２）議員相互間の自由討議についての研究

① 調査・研究の趣旨等

新ひだか町議会基本条例では、第 10 条（自由討議による合意形成）

等において、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めることなどを規定しているが、現状では条例で規定しているような運営には至っていないことから、検討すべき項目としたものである。

② 調査・研究の視点

議員間討議の実施に向けて、討議の方法や流れ、留意事項などの具体的な仕組みについて、既に議員間討議を導入している議会の事例等を中心に、本町議会に適した議員間討議の実施方法等について調査、研究を行った。

③ 調査・研究結果

本町議会に適した議員間討議のあり方としては、委員会審議での自由討議から始めて、その後、本会議等へ拡大していくなど、段階的に取り組んでいくことを念頭に、議員間討議実施に向けての整理検討事項等について協議し、別紙のとおり「議員間（自由）討議試行に向けての申合せ事項（案)」として取りまとめた。今後、試行を重ねながら改善すべき点などについて整理、検討を進めるなど、本町議会に適した議員間討議の実施方法等について、継続して調査、研究していくことが必要である。

（３）通年議会導入の研究

① 調査・研究の趣旨等

通年議会導入の検討については、既に平成 30 年度の所管事務調査で調査を行い、調査結果を保留としていたところであるが、議会基本条例第 22 条で規定している議会の機能強化を図るための取り組みとして、昨年度に引き続き、検討すべき項目としたものである。

② 調査・研究の視点

既に通年議会及び会期の通年化を導入している道内の議会の事例を調査した資料等により、本町議会への導入の必要性等について調査を行った。

③ 調査・研究結果

通年議会や会期の通年化の導入に伴うメリット・デメリットなどや、本町議会への導入の必要性等について、具体的な結論には至らなかったことから、本件に関する検討は終結させるという結論に至った。

６　主な取り組み

ア.「開かれた議会」

年	月	内　容
令和３～４	９	議会白書の発行
	通年	議会ホームページ・フェイスブックの運用
	通年	議会広報紙の発行
	逐次	本会議及び全員協議会、決算審査特別委員会等のインターネット中継の実施

イ.「親しまれる議会」

年	月	内　　容
令和３～４	12	北海道静内高等学校の「日高地域研究」発表会会場として、議場を開放した。
	1	成人式において、新成人を対象に議会への関心度などについてのインターネットによるアンケート調査を実施した。
	2	議会報告会は、新型コロナウイルス感染症対策強化の状況等を考慮し、延期とした。

ウ.「信頼される議会」

年	月	内　　容
令和３～４年	逐次	本会議の円滑かつ適切な運営を行うため、「議会運営チェックリスト」を導入し、本会議後の議会運営委員会において振り返りを行った。
	通年	議長交際費の使途の公開。

エ.「政策立案に関わる議会」

年	月	内　　容
令和３	１２	町に対し議会政策提言書を提出

オ.「議員の資質向上」

年	月	内　　容
令和３	１１	地方議会活性化シンポジウム 2021 参加（オンライン開催）
	１２	（再掲）町に対し議会政策提言書を提出

調　査　報　告　書　資　料

令和3年度　議会ICT化に向けた取組計画と結果

「新ひだか町議会 ICT 推進基本方針（令和３年３月９日議会運営委員会確認）」に基づき、議会ＩＣＴ化への取組を進めた。

新ひだか町議会 ICT 推進基本方針（抜粋）

［令和３年３月９日　議会運営委員会確認］

２．本基本方針の位置付け

本方針は、「基本条例」に基づく個別計画に位置付けるものである。

４．計画期間及び推進体制

計画期間は、当面の間、令和３年度から令和７年度までの５年間とする。

なお、具体的な取り組みについては、令和３年度は、導入期間として、下記の内容について、試験運用を実施し、その検証結果を踏まえ、令和４年度の本格運用を目指すことを目標とする。

【導入の目的】

タブレット端末の導入による「議会機能の強化」

① 議会の活性化・議員の資質向上
- ア 調査研究資料の充実
- イ 議案審議、委員会活動等での活用
- ウ 町民への迅速・的確な情報提供

② 危機管理体制の強化
- ア 安否確認
- イ 災害情報の共有

③ 議会運営の効率化
- ア 議会のスケジュール等の情報の正確・迅速な共有
- イ 大量の資料整理が不要
- ウ 複数の資料の持ち運びが不要
- エ 膨大な紙資料の削減
- オ 資料準備のための事務作業の軽減

タブレット端末の活用とシステムや機能の想定

ア 議案審議への活用	［A］ ペーパーレス会議システムの導入☞
イ 議員活動への活用	・資料の自動配信 ・自動ページ送り
ウ 町民への迅速・的確な	・横断検索 ・メモ機能☞
情報提供	［B］ インターネットＷＥＢサイトの閲覧
エ 委員会活動への活用	［C］ 連絡業務システムの導入

オ 迅速な情報伝達　　・スケジュール管理 ・ファイル保存
カ 議会スケジュールの共有　　・掲示板 ・メッセージ、メール機能
キ 議会情報の共有　　［D］ カメラ機能の活用
ク 緊急情報の確認
ケ 災害時の被害状況の報告

ペーパーレス会議システムの目指す方向

議会関係資料のペーパーレス化と文書保存・管理の効率化を目指す。

① 活用範囲

ア）事務局からの通知・議案・資料送付等

導入前	全議員に郵送、ファックス送信。希望議員にメール送信。
導入後	クラウドストレージサービス。メール送信。
効果等	情報伝達の即時化、事務の効率化、通信費用等の削減

イ） 執行機関からの情報提供等

導入前	全議員に郵送。
導入後	クラウドストレージサービス。メール送信。
効果等	情報伝達の即時化・共有化、事務の効率化、通信費用等の削減

ウ） スケジュール管理

導入前	全議員に電子メール又はファックス送信
導入後	クラウドストレージサービス。
効果等	会議予定等の共有化、出欠確認事務の効率化

エ）会議手法の改善・改革

導入前	ペーパー資料
導入後	クラウドストレージサービス、タブレット会議
効果等	会議能率化

【令和３年度　議会ＩＣＴ化への取組内容】

１.議会ＩＣＴ化への取組経過　　～　「別紙１」のとおり

２.議会ＩＣＴ化への取組内容と次年度に向けた課題等

◇　オンライン会議の導入に向けた試行

ソフトウェア Zoom を使用した常任委員会等で試験運用の実施。

本年度実施計画内容

（１）第１期　９月まで（導入期（試行）期間）

① 委員会での試験運用（議員間協議）

Zoom を使用して常任委員会（必要に応じ、議会運営委員会）で操作研修を実施する。

ア.実施時期～　毎委員会終了後、３０分～１時間程度

イ.実施方法～　第１委員会室と他の会議室タブレット端末による会議（ミーティング）

（２）第２期　10 月から　常任委員会（執行機関説明・議員間協議）の試験運用

上記の研修を踏まえ、静内庁舎と三石庁舎間での Zoom を使用した常任委員会で試験運用を実施する。

本年度実施検証結果

実施時期	実　施　内　容	検証結果
第１期	Zoom を使用した常任委員会での操作研修	概ね実施
第２期	静内庁舎と三石庁舎間での Zoom を使用した常任委員会で試験運用	・当初目指した議員間での運用も総務文教常任委員会のみ実施のみで、執行機関の説明員までを取り込んだ会議まで至っていない。 ・個々のスキルアップ、継続して試験運用が必要

目標とする具体的運用計画

令和４年度～委員会での本格運用に向けて

・常任委員会（執行機関説明・議員間協議）

※　委員会で試験運用の検証結果を踏まえ、執行機関側を含めた Zoom、moreNOTE 及び

タブレット端末等を活用した実施を目指す。

（１）常任委員会（執行機関説明・議員間）の Zoom を使用した委員会開催

第１委員会室と三石庁舎間での常任委員会（執行機関説明・議員間）試験運用開催。

① 静内庁舎　第１委員会室（静内地区～議員・説明員）

② 三石庁舎　１階 会議室１（三石地区～議員・説明員）

令和４年度の運用に向けた検討課題と対応

（１） 執行機関説明員を含む静内庁舎と三石庁舎間での委員会（インターネット会議）を推進するため、個々のスキルアップと資料の積極的な活用が必要。

（２） Zoom を使用した委員会の活用方法について、議会内部はもとより町部局との協議を行う必要ある。

◇　議会のペーパーレスに向けた資料の電子化導入

電子化が可能な資料を選別し、導入可能な部分から計画的に導入する。上記オンライン会議操作研修と併せて実施する。

今年度計画内容

（１）第１期　９月まで（導入期（試行）期間）

① 委員会での試験運用（議員間協議）

moreNOTE を使用して常任委員会（必要に応じ、議会運営委員会）で操作研修を実施する。

ア.実施時期～　毎委員会終了後、３０分～１時間程度

（２）第２期　10 月から　常任委員会（執行機関説明・議員間協議）の試験運用

上記の研修を踏まえ、静内庁舎と三石庁舎間での more NOTE を使用して常任委員会試験運用を実施する。

本年度実施検証結果

実施時期	実　施　内　容	検証結果
第１期	Zoom を使用した常任委員会での操作研修	概ね実施
第２期	静内庁舎と三石庁舎間での Zoom を使用した常任委員会で試験運用	・当初目指した議員間での運用も総務文教常任委員会のみ実施のみで、執行機関の説明員までを取り込んだ会議まで至っていない。 ・個々のスキルアップ、継続して試験運用が必要

※　「別紙２」のとおり、資料を moreNOTE に掲載して閲覧を可能とすることができた。
令和４年度の本格運用に向けて、一覧の資料から、ペーパーレスとする資料を検証のうえ、本格的導入を進める必要がある。

目標とする具体的運用計画

令和４年度～本格運用に向けて

（１）　Zoom、more NOTE 及びタブレット端末等を活用した常任委員会（執行機関説明・議員間協議）での完全ペーパーレス会議の実施を目指す。

※　委員会の活用方法について、議会内部はもとより町部局との協議を行う必要ある。

（２）委員会でのペーパーレス化を進め、さらに全員協議会や本会議での運用についても検討する。

令和４年度の運用に向けた検討課題と対応

（１）　次年度、本格運用に向けた導入する資料を検証し、一覧の資料から、導入資料を決定のうえ、資料の電子化を進める。

（２）　more NOTE 資料やタブレットの活用方法について、町部局との協議・調整を行う必要ある。

３．　議会ＩＣＴ化全般の検討事項

（１）通信費の議員負担方法の決定

令和４年５月８日から費用負担が発生するため、個人負担方法を決定する必要がある。

①　個人負担で更新する。 年額 30,352 円

②　Ｗｉ－ｆｉ環境の範囲内での使用（両庁舎）とする。

(※セルラーモデル・モバイル SIM カード 7GB（1 カ月）・1 年間のみ無料

◇　両庁舎のＷｉ－ｆｉ環境について

○　静内庁舎　～　議場・委員会室、会派室の一部。

○　三石庁舎　～　はまなす 会議室Ａ・研修室のみで受信可。支所側の会議室では受信不可能なので、同会議室での委員会開催は、Zoom のみによる開催に限定され、more NOTE での資料閲覧はできないため、SIM カードが必要となる。

※　支所でのＦｒｅｅＷｉ－ｆｉ使用は、パスワードの再設定（同じパスワード）が必要。

（２）本会議場「電子採決システム」の導入と運用検討
議席投票ユニット（賛成・反対・棄権）での表決の導入検討

① 電子採決システムの運用範囲
簡易表決を除くすべての表決（従来の起立・挙手による表決に替わるもの）

※ 「選挙」の投票には使用できない（公選法第 46 条：･･･投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の指名を自書して、これを投票箱にいれなければならない）

※ 「別紙３」のとおり、新ひだか町議会会議規則の改正が必要となる。

４． その他、今後のアプリケーションソフト関係の更新予定

（１）令和６年５月更新

① Zoom PRo 初期３年間 + 更新２年間は、Ｉ・ＴＥＣ対応
※ 令和３年５月６日顛末書参照

② ウイルスバスタークラウド３年版
※ ＨＰ、Ｄｅｌｌ、Ａｃｅｒ ３台に導入

（２）令和８年５月更新

① more NOTE・Zoom Pro ライランス（５年）

② AmiVoice 音声認識ソフト・編集ソフト保守（５年）

別紙１

議会ＩＣＴ化取組経過

令和4年3月17日 現在

月　　日	内　　容	委　員　会　等　名	備　　考
令和2年8月25日	議会オンライン等会議システム等の９月補正予算案に関する説明	議会運営委員会	新型コロナウイルス対策感染症対応地方創生臨時交付金
令和2年9月17日	補正予算案可決	令和２年第５回議会定例会	
令和2年11月2日	議会オンライン等会議システム等構築業務委託に係るプロポーサル決定	入札参加者指名選考委員会 入札制度等検討委員会	
令和2年11月9日 ～ 令和2年12月21日	プロポーザル選定委員会		令和2年12月21日 契約候補者の決定
令和3年1月7日	議会オンライン等会議システム等構築業務委託契約締結	契約額46,200千円（税込）	東和Ｅ＆Ｃ㈱
令和3年2月22日	ペーパーレス会議システム説明会	全員協議会終了後	富士ソフト㈱
令和3年3月9日	新ひだか町議会ICT推進基本方針 承認	議会運営委員会	
令和3年4月28日	議会ICT化に向けた取組スケジュール等について	議会運営委員会	
令和3年5月19日	ペーパーレス会議システム（moreNOTE）研修会	全員協議会終了後	富士ソフト㈱
令和3年5月24日	委員会条例改正（案）・会議規則改正（案）・タブレット型端末機等使用基準（案）の協議	議会運営委員会	
令和3年5月26日	委員会条例改正（案）・会議規則改正（案）原案可決	令和３年第２回臨時会	５月３１日施行
令和3年5月31日	新ひだか町議会委員会等オンライン会議システム等構築業務完了		東和Ｅ＆Ｃ㈱
令和3年6月14日	オンライン会議システム（Zoom）研修会	全員協議会終了後	㈱I-TECソリューションズ
〃	タブレット型端末機等の貸与		iPad・ノートPC
令和3年6月18日	令和３年度議会ICT化に向けた取組計画承認	議会運営委員会	
令和3年7月2日	オンライン会議システム及びペーパーレス会議システム操作勉強会	厚生経済常任委員会	委員会終了後
令和3年7月16日	オンライン会議システム及びペーパーレス会議システム操作勉強会	議会運営委員会	委員会終了後
令和3年7月19日	オンライン会議システム及びペーパーレス会議システム操作勉強会	総務文教常任委員会	委員会終了後

月　　日	内　　容	委　員　会　等　名	備　　考
令和3年8月27日	オンライン会議システム及びペーパーレス会議システム操作勉強会	厚生経済常任委員会	委員会終了後
令和3年9月10日	令和３年度議会ICT化に向けた取組内容協議	議会運営委員会	ペーパーレス議会資料等の協議・承認
		10月1日～導入実施	「more NOTE閲覧による資料送付の廃止」 ・新ひだか町例規集 ・各委員会招集通知郵送廃止、ただしメール送信等（3名） ・本会議配布資料（例月出納検査及び定期監査の結果）
令和3年9月14日	令和３年度議会ICT化に向けた取組経過及び取組計画について	議会運営委員会	
令和3年10月5日	総務文教常任委員会オンライン委員会	総務文教常任委員会	静内庁舎～三石庁舎

別紙２

令和３年度ペーパーレス化検討資料一覧

※ moreNOTE掲載データの状況と資料の選定について

資料名			３年度データ掲載		３年度データ化導入	次年度以降検討	備考
			電子データ	紙媒体※			
本会議	議案関係	議案	○	○			※町部局との協議必要
		行政報告	○	○			
		意見書案	○	○			
	配布資料関係	議事日程	○	○			※町部局との協議必要
		一般質問項目	○	○			
		諸般の報告	○	○			
		例月出納検査の結果	○		○		ペーパー配付廃止
		定期監査の結果	○		○		ペーパー配付廃止
		議員の派遣について	○	○			
		閉会中の継続審査（調査）について	○	○			
		閉会中の継続事務調査について	○	○			
		説明員要求資料等		○			※町部局との協議必要
	予算関係	予算書	○	○			※導入後の状況を見て要検討
		予算説明資料	○	○			※町部局との協議必要
	決算関係	決算書	○	○			※導入後の状況を見て要検討
		主要施策等資料（決算説明資料）	○	○			※町部局との協議必要

別紙２

令和３年度ペーパーレス化検討資料一覧

※ moreNOTE掲載データの状況と資料の選定について

資料名			３年度データ掲載		３年度データ化導入	次年度以降検討	備考
			電子データ	紙媒体※			
委員会	レジュメ		○	○			※町部局との協議必要
	各課作成資料		○	○			
	事務局作成資料		○	○			
全員協議会 特別委員会 議会運営委員会	レジュメ		○	○			※町部局との協議必要
	各課作成資料		○	○			
	事務局作成資料		○	○			
その他	議会関係例規集		○		○		CD-ROM配付廃止
	議会白書		○				
	議会だより		○				
	各種通知	議会又は町部局が発信するもので、公印がないものは、ペーパーレス化	△		○		本会議を除く各委員会招集通知
	各種計画資料		○	○			※町部局との協議必要
	その他の資料			○			状況に応じて議長が判断

※　紙媒体が必要でない議員へは、配布しない。

別紙３

■新ひだか町議会会議規則（抜粋）　改正案　例

第８章　表決

(表決問題の宣告)

第 78 条　議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第 79 条　表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 80 条　表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第 81 条　議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2　議長は、起立者の氏名を会議録に記録し、各議員の表決結果を公表する。

3　議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

4　第１項及び第 87 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムによる表決をとることができる。

5　電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

6　電子採決システムによる表決において、議長が表決を終了する宣告をした時点で、出席議員が賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、その出席議員は、棄権したものとみなす。

(投票による表決)

第 82 条　議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2　同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名の投票)

第 83 条　投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱い)

第 84 条　投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第 85 条　記名又は無記名の投票を行う場合には、第 28 条から第 32 条まで、第 33 条第 1 項、第 34 条及び第 35 条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第 86 条　議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 87 条　議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 88 条　議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2　同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3　修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

新ひだか町議会 ICT 推進基本方針

[令和３年３月９日　議会運営委員会確認]

１.目的

本町議会では、新ひだか町議会は、議会の公正性と透明性を確保するとともに「町民に信頼され、町民が参加できる開かれた議会」を目指し、地方自治の本旨である町の発展及び町民福祉の向上に寄与するため、令和元年１２月に新ひだか町議会基本条例（以下「基本条例」という。）を全会一致で可決し施行しました。

基本条例第１８条第２項では、「議会は、情報通信技術の発展を踏まえた多様な広報手段を多く活用し、多くの町民が行政に関心を持つよう、議会広報活動に努めます。」と規定され、情報発信と情報通信技術（ＩＣＴ）を推進することを目的に掲げました。

私たち議会も、過去に取り組んできた議会運営の改善方策の蓄積を踏まえさらに現在のあり方を見直し、開かれた議会のなお一層の実現と、効率的で迅速な議会運営、議会の活性化、危機管理体制の強化など、さらなる議会改革により町民に信頼され機能する議会となるため、その有効手段のひとつとして議会におけるＩＣＴ技術の積極的活用の検討を進め、一層の町民への議会情報共有と情報通信技術の推進を図るものである。

※　新ひだか町議会基本条例（抜粋）

（議会広報の充実）

第１８条　議会は、町民に開かれた議会の実現のため、町政に係る論点及び争点の情報を町民に周知するよう努めます。

２　議会は、情報通信技術の発展を踏まえた多様な広報手段を多く活用し、多くの町民が行政に関心を持つよう、議会広報活動に努めます。

（議会の機能強化及び議会改革）

第２２条　議会は、町長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言等の議会機能を強化するとともに、自らの改革に継続的に取り組みます。

２．本基本方針の位置付け

本方針は、「基本条例」に基づく個別計画に位置付けるものである。

３.これまでの議会ＩＣＴ化関連で実施済の主な事業

○平成１８年　・ネットワーク整備（光ファイバー）による議会中継の配信
（三石庁舎、みついしふれあいプラザ、静内駅（観光情報センター）
○平成２１年　・ピュアプラザ議会中継配信
・両庁舎でのＴＶ設置箇所での議会中継受信
○平成２３年３月　・議会インターネット中継試験配信開始
※　ユーストリームを活用した議会中継配信
○平成２５年７月　・議会ホームページのリニューアル
（議会の概要、会議の予定、　議事日程、審議結果、各議員の表決結果、本会議録一覧、議会だより等）
○平成３０年６月　・議会公式フェイスブックの開設

４．計画期間及び推進体制

計画期間は、当面の間、令和３年度から令和７年度までの５年間とする。

本計画の推進に当たっては議会運営委員会承認の下、議会・行政の見える化、議会・行政の効率的な運営を目指し、町民目線の行政改革に取り組むものとする。

なお、具体的な取り組みについては、令和３年度は、導入期間として、下記の内容について、試験運用を実施し、その検証結果を踏まえ、令和４年度の本格運用を目指すことを目標とする。

５．議会ＩＣＴ化への取組み内容

（１）オンライン会議の導入

①　Ｒ３～導入期（試行）期間

ア．委員会での試験活用

オンライン会議の開催については、現行法令上、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点など、感染症のまん延等、やむを得ない理由より招集することが困難であると委員長が認める場合に限られるため、「試行」という形での実施とする。

イ．静内庁舎と三石庁舎間でのソフトウェアに Zoom を使用した議会運営委員会及び常任委員会で試験運用の実施。

タブレット端末による会議（ミーティング）

・第１期　～　議会運営委員会・常任委員会（議員間協議）

・第２期　～　常任委員会（執行機関説明・議員間協議）

②　Ｒ４～委員会での本格試行運用

・常任委員会（執行機関説明・議員間協議）

※　Zoom を使用した議会運営委員会及び常任委員会で試験運用の検証結果を踏まえ、執行機関側のタブレット端末の導入を検討する。

③　オンライン会議の導入での検討課題

ア　全員協議会の会議システムの導入

執行機関のタブレット端末導入後を目途とする。

イ　委員会室と自宅での委員会等の試行運用

（２）ペーパーレス会議システムの導入

議会関係資料のペーパーレス化と文書保存・管理の効率化を目指す。

①　活用範囲

ア）事務局からの通知・議案・資料送付等

現　状	全議員に郵送（宅急便）、ファックス送信。希望議員にメール送信。
導入後	クラウドストレージサービス。メール送信。
効果等	情報伝達の即時化、事務の効率化、通信費用等の削減

イ）　執行機関からの情報提供等

現　状	全議員に郵送。
導入後	クラウドストレージサービス。メール送信。
効果等	情報伝達の即時化・共有化、事務の効率化、通信費用等の削減

ウ） スケジュール管理

現　状	全議員に電子メール又はファックス送信
導入後	クラウドストレージサービス。
効果等	会議予定等の共有化、出欠確認事務の効率化

エ）会議手法の改善・改革

現　状	ペーパー資料
導入後	クラウドストレージサービス、タブレット会議
効果等	会議能率化

② 議会のペーパーレスの資料の電子化の導入計画

資料の電子データ化の課題もあるため、電子化作業等の作業状況を踏まえて、電子化が可能な資料を選別し、導入可能な部分から計画的に導入する。

ア 議会スケジュールなどの電子化
イ 次第、議会日程、議案書、議案説明書などの電子化
ウ 予算書、決算書の電子化
エ 本会議、委員会、全員協議会など会議資料の電子化
オ 執行機関からの各種基本計画、議会への情報提供資料の電子化
カ 議会白書、議会例規・先例集等の電子化

（３） 移行時の対応について

① 初期導入においては、議員個々で予想される個人差の解消に努めるとともに、研修・相談・指導体制を整え、利用促進を図る。
② 導入後１年間は、紙媒体による議案を併用する。電子データの活用に慣れるところから実施する。
③ 予算・決算資料については、当面、紙媒体を継続する。
④ 傍聴者に対しては、紙媒体による議案提供を継続する。

６.導入の課題

（１）執行機関側（説明員）のタブレット端末導入について
（２）執行機関側（説明員）の電子化資料の提供体制について
（３）研修・相談協力体制の確立（議員間）

（４）議員利用基準範囲の策定・遵守

①　議会の情報通信機器使用基準

ア　利用規約（会議の種類、会議以外の使用範囲、使用制限等）

イ　費用負担などのルールを作成

議員間（自由）討議試行に向けての申合せ事項（案）

１　目的

議員間（自由）討議は、議員としての考えや意見をしっかりと持ち、各議員が自由に討議することで合意形成を図るとともに、その結果について、議会として町民に対する説明責任を果たすことを目的とする。

２　対象の会議

対象の会議は、常任委員会とする。

３　対象の議題

対象の議題は、議員又は町長が提出する議案とする。

４　議員間討議の申出

委員（議員）は、議員間（自由）討議の実施を要望するときは、委員長に対して議員間（自由）討議の申出を行う。

５　実施要否の決定

委員長は、議員間（自由）討議の申出が行われた案件について、委員会に諮って議員間（自由）討議の実施の要否を決定する。

６　開始

(1) 議員間（自由）討議は、委員会における質疑終結後に行う。

(2) 委員長は、議員間（自由）討議を実施するときは、町長その他の関係機関の退席を求める。

７　運営

(1) 議員間（自由）討議の申出者は、議員間（自由）討議の冒頭に案件の論点を説明することができる。

(2) 委員長は、議員間（自由）討議の冒頭に案件の論点整理を行う。

(3) 討議時間は、１議題につき概ね１時間以内とする。

(4) 発言者の発言時間は、１回の発言につき概ね３分以内とする。

８　留意事項

(1) 委員（議員）は、特定の個人及び政党又は会派を非難し、侮辱し、又は宣伝する発言をしてはならない。

(2) 委員（議員）は、感情的な発言をしてはならない。

(3) 委員（議員）は、自らの意見及び考えを積極的にかつ丁寧に述べるとともに、他の委員（議員）の意見に対しても真摯に耳を傾けなければならない。

(4) 委員（議員）は、議員間（自由）討議の過程で論点を明確化することに

より、新たな提案や修正等の合意点の模索に努めなければならない。

9　その他

この申合せに定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、議会運営委員会で協議する。

10　運用開始時期

この申合せの運用は、令和　　年　　月　　日から実施する。